

平成 27 年度特別調査（アンケート）の実施について（案）

1. 概要

- 次期診療報酬改定（平成 28 年度を予定）に向けて、DPC 対象病院における持参薬の取扱いに関する今後の方向性の検討を行うため、アンケート調査を実施することとしてはどうか。

2. 背景

- 持参薬は平成 26 年度診療報酬改定において特別な理由がない限り使用不可能とされた。

（参考）

入院中の患者に対して使用する薬剤は、入院する病院において入院中に処方することが原則であり、入院が予定されている場合に、当該入院の契機となる傷病の治療に係るものとして、あらかじめ当該又は他の病院等で処方された薬剤を患者に持参させ、当該病院が使用することは特別な理由がない限り認められない（やむを得ず患者が持参した薬剤を入院中に使用する場合には、当該特別な理由を診療録に記載すること。）。

（「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成 26 年 3 月 19 日付け保医発 0319 第 4 号） 第 3 の 3 (2) より）

- 一方で、当該取扱いの導入前から以下の様な意見もあったため、平成 26 年 5 月 28 日中医協基本問題小委において、「必要に応じて特別調査を実施しつつ検証を行うこと」を了承されている。

（参考）

➤ 専門病院等では当該病院にない診療科の治療を入院中も継続する際には持参薬が必要となる場合があるという意見があった。

平成 25 年 12 月 25 日 中医協 総-3 より抜粋

3. 目的

- 平成 26 年度診療報酬改定における新たなルールの導入から 1 年が経過したため、現場での運用を把握する。
- 調査結果に基づき、DPC 対象病院における持参薬の取扱いに関するルールの見直しを行う。

4. 調査対象医療機関の選定について

- 全国の平成 27 年度 DPC 対象病院を対象とする。